

## 令和7年度高知県森林境界明確化支援委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和7年度高知県森林境界明確化支援委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和7年度高知県森林境界明確化支援委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

審査委員毎の総合点数は100点とし、審査項目と項目毎の配点は別紙のとおりです。

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日時、場所(予定)

##### ① 日時

令和7年6月30日(月)午前10時30分から

##### ② 場所

高知県須崎総合庁舎5F第1会議室(高知県須崎市西古市町1番24号)

#### (2) プレゼンテーション

① プレゼンテーションの時間は1社15分とします。

② 出席者は1社3名以内とします。

③ 順番は別途お知らせします。

④ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

### 4 審査の方法

(1) 審査委員会では、提出された各業務共通する企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて各業務一括して審査を行います。

(3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、下記の選定順位に沿って各業務の候補者を選定しますが、選定順位が上位の業務の候補者となった者が下位の業務にも参加を申し込んでいる場合は、下位の業務の参加申込を無効として、順次候補者を選定します。

このため、複数業務に参加を申し込んだ場合であっても、複数業務の候補者とし

て選定されることはありません。

すべての業務の候補者を選定した後、選定順位が上位の業務から、次点者を決定します。

なお、本方式は、複数業務において次点者が同一となる場合がありますが、交渉は選定順位が上位の業務を優先するものとし、次点者として業務の交渉が開始された際には、選定順位が下位の業務において、次点者としての選定を無効として取り扱います。

また、下位の業務については、審査の結果に基づく順位を繰り上げる形で、次点者の再選定を行うものとし、次点者が再選定された場合は、14 日以内（予定）にその旨を別途通知します。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。なお、経費が同額の場合は審査委員長が決定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が 40 点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

## 審査基準

| 審査の項目         |                                |             | 審査の視点                                                                                                                                  | 配点 |
|---------------|--------------------------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1<br>実施<br>体制 | 迅速性                            |             | ・ 高知県内に本業務の営業拠点の所在の有無                                                                                                                  | 5  |
|               | 専門技術力                          |             | ・ 同種業務の実績（同種業務とは森林境界明確化及び森林境界の推定に関する業務とする。）、業務責任者・業務担当者の関係資格等保有状況（関係資格等とは森林境界明確化及び森林境界の推定に関する業務にて活用できる資格等とする。）、業務責任者・業務担当者の同種業務を経験した年数 | 10 |
|               | 調整力                            |             | ・ 効率的に業務を進めるための工程や進捗に合わせた打合せ等、円滑に業務を遂行するための計画の有無                                                                                       | 5  |
| 2<br>提案<br>内容 | 森林境界推定図の作成<br>（企画提案書作成要領6（4）②） | 具体的な工程の提示   | ・ 森林境界の推定に関する業務を行う上で、精度の高いデータ作成のための要点をしっかりと把握し、精度を高めるための工程・手順が説明されているか。                                                                | 10 |
|               |                                | 仕様を超える取組の有無 | ・ 仕様を超える取組について、現地確認・地元精通者への聞き取り以外で、精度の向上が期待できる手法の提案がされているか。                                                                            | 10 |
|               |                                | 推定困難な場合の対応  | ・ どういった場合に推定が困難であるか説明しており、かつその際の効果的な対応手法を提示しているか。                                                                                      | 10 |
|               |                                | 効率的な進め方     | ・ 精度を高めるための業務の手順を押さえつつ、より多くの面積・筆数を効率的に進める手順が示されているか。                                                                                   | 15 |
|               | 成果の利活用<br>（企画提案書作成要領6（4）③）     | 実務の分析・理解    | ・ 市町村の森林経営管理事業、林業事業体の施業集約化の取り組み等、森林境界推定図を実務において利活用する関係者の業務実態を分析し、理解していると認められる提案であるか。                                                   | 10 |
|               |                                | 成果の扱いやすさ    | ・ 専門性のない職員が成果を扱う場合に、成果を扱いやすくする工夫が具体的に提案をもって説明されているか。                                                                                   | 10 |
|               |                                | 利活用にあたっての支援 | ・ 市町村や林業事業体における成果の利活用を想定し、的確なフォローが提案されているか。                                                                                            | 10 |
| 3<br>見積<br>経費 | 見積経費                           |             | ・ 提示があった見積経費により評価                                                                                                                      | 5  |